

デイサービスセンター

zutto・sotto ずっと・そっと

運 営 規 程

社会福祉法人エンブレイス

- ・自動車運転員は、上司の命を受け、利用者の自動車による送迎及び自動車の整備、管理に従事する

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
(但し、日曜日と1月1日・1月2日はお休みとする。)
- (2) 営業時間：午前8時00分から午後5時00分迄とする。
- (3) サービス提供時間：午前9時00分から午後4時10分迄とする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は、つぎのとおりとする。

- ・1日当たり利用人員は、41人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 提供する指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- ・入浴
- ・健康状態の確認
- ・日常生活動作の機能訓練
- ・食事の提供
- ・送迎
- ・日常生活に関する相談及び助言
- ・その他日常生活上の援助

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護を提供した場合、利用料は別紙2の通りとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常事業を実施する地域は別紙1のとおりとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービスの利用にあたり、担当職員の指示に従うこと。
- (2) 担当職員の指示に従わないなど、施設の秩序を乱した場合は利用を断る場合があること。
- (3) サービスの利用にあたり、指定の物品について持参すること。
- (4) サービス利用日の朝の体調・異常の有無、食事内容など、担当の職員へ報告すること。
- (5) サービスの利用に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (6) サービスの利用にあたり持参した物品については、紛失しないよう氏名を記載するなどして注意すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 緊急時における対応方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者がケガ・病気等により急を要する事態となった場合、職員は直ちに看護職員に連絡する。
- (2) 連絡を受けた看護職員は、応急処置あるいは協力病院へ搬送するなど適切な処置を講じ、上司に報告するとともに、家族・身元引受人等にも遅滞なく連絡すること。
- (3) 利用者の送迎時に上記と同様の事態あるいは交通事故等が発生した場合、添乗員並びに運転員はその状況を判断して、救急車の手配等適切に対応すること。
- (4) 火災・地震等発生の場合、本体合築施設(岡山幼保連携型認定こども園・岡山乳児園)と同様の対応とする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

2. 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施することとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2. 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止の措置)

第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置)

第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための虐待防止検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対す

る調査等に協力するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第16条 事業者は、利用者に対する指定通所介護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
2. 前項の事故については、その状況及び事故に際してとった処置を記録するものとする。
 3. 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

- 第17条 事業者は、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、必要な措置を講ずるものとする。
2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
 3. 事業者は、介護保険法の規定により、市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）から文書の提出を求められた場合は、速やかに協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 4. 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(カスタマーハラスメントへの対応)

- 第18条 事業者は、利用者及びその家族に対し適切なサービスを提供するとともに、職員の安全を確保し、良好な職場環境を維持するため、以下の措置を講ずるものとする。
2. ハラスメントの禁止
職員への以下のようなハラスメント等があった場合、サービスの中断や契約解除等の措置を講ずることがある。
 - ①身体的暴力
身体的な力を使って危害を及ぼす行為。(コップを投げつける、叩く、唾を吐く等)
 - ②精神的暴力
個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
(怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する等)
 - ③セクシャルハラスメント
意に沿わない性的誘い掛け、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為。
(必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す等)
 3. 相談時間等の制限
利用者又はその家族等からの相談、質問等については、適切かつ円滑な事業運営及び他の利用者へのサービス提供に支障が生じないよう、事業所において対応時間、回数その他必要な範囲を定めることとする。
相談、質問等が長時間又は長期間にわたる場合、相談等の内容がサービス提供又は相談事項との関連性に乏しい場合等、事業運営に支障を及ぼすおそれがある場合には、相談内容の緊急性及び必要性その他個別事情を考慮した上で、1回あたりの対応時間の制限や対応日時の指定等、必要な調整を行うものとする。
 4. ハラスメント等が発生した場合は、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告

等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

5. 事業者は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて関係機関等と連携しながら対応するものとする。

(秘密保持)

- 第19条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及び個人情報を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
2. 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を誓約書に明記し、全ての職員が誓約することとする。
 3. 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について、サービス担当者会議並びに介護支援専門員や居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用するものとする。

(その他運営にあたっての重要事項)

- 第20条 通所介護事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の質的向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に通所介護を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。なお、研修は次のとおり設けるものとする。
- ① 採用時研修 採用後、1か月以内に実施
 - ② 施設内研修 職員による各種事例研究、外部講師による各種研修会
 - ③ 施設外研修 県・市社会福祉協議会等の各種研修会に参加
 - ④ その他研修 他の同種施設の見学交流
2. 職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩してはならない。また、退職した場合においても同様とする。
 3. 施設職員は、衛生面及び健康状態の保持につとめるとともに、その設備・備品について、衛生的な管理を行わなければならない。
 4. 通所介護事業者は、提供した通所介護サービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。
 5. 通所介護事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも5年間は適正に保存し利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付することとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

来 歴

平成12年11月1日	利用定員25人を30人に変更それに伴う変更 ① 介護職員3人以上を4人以上に変更
平成12年12月1日	年末年始(12月30日より1月3日)に変更
平成14年6月1日	利用定員30人を35人に変更それに伴う変更 ① 介護職員4人以上を5人以上に変更
平成16年6月25日	法人名称及び事業所所在地の変更

平成 20 年 5 月 1 日	<p>利用定員 35 人を 40 人に変更それに伴う変更</p> <p>① 介護職員 5 人以上を 6 人以上に変更</p>
平成 24 年 4 月 1 日	<p>第 5 条 (3) のサービス提供時間の変更</p> <p>第 7 条 (2) のイ) アクティビティを生活機能向上グループ活動に変更</p>
平成 25 年 7 月 1 日	<p>第 13 条 第 5 項の追加</p> <p>通所介護事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも 5 年間は適正に保存し利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付することとする。</p>
平成 26 年 4 月 1 日	<p>別紙 2 1. 基本事業利用料の変更</p> <p>通所介護利用料金一覧、介護予防通所介護利用料金一覧について介護保険法改定による金額へ変更</p> <p>平成 26 年 4 月 1 日現在の事業所規模を追加</p>
平成 27 年 4 月 1 日	<p>別紙 2 各利用料金表を介護報酬改定による単位・金額へ変更</p>
平成 29 年 4 月 1 日	<p>第 5 条 (1) 営業日の変更(2) 営業時間の変更</p> <p>(3) サービス提供時間の変更 (4) 延長サービス提供時間の新設</p> <p>第 6 条 指定通所介護の利用定員の変更</p> <p>第 7 条 (2) 選択制サービス提供事業 通所介護における選択制サービス ④延長サービスの新設</p> <p>第 8 条 別紙 2 通所型サービス (介護予防通所介護相当サービス) の新設 選択制サービス提供事業利用料 (延長加算) の新設 介護職員処遇改善加算 (I) 割合の変更 食事提供代の内容・費用の変更</p>
平成 30 年 4 月 1 日	<p>第 3 条 事業所の名称変更</p> <p>別紙 2 各利用料金表を介護報酬改定による単位・金額へ変更</p> <p>介護予防通所介護終了に伴う料金一覧の削除</p> <p>利用定員 38 人を 41 人に変更それに伴う変更</p> <p>介護職員 6 人以上を 7 人以上に変更</p>
平成 30 年 10 月 1 日	<p>第 7 条 (2) イ) 介護予防通所介護 → 介護予防通所介護相当サービスに変更</p> <p>第 5 条 (1) の営業日の変更</p>
令和 1 年 5 月 1 日	<p>食事提供代の内容・費用の変更</p>
令和 1 年 10 月 1 日	<p>食事提供代の内容・費用の変更</p>
令和 1 年 10 月 1 日	<p>別紙 2 1. 基本事業利用料の変更</p> <p>通所介護利用料金一覧、介護予防通所介護相当サービス利用料金一覧について介護保険法改定による単位・金額へ変更</p> <p>介護職員特定処遇改善加算 (I) の新設</p>
令和 4 年 1 月 1 日	<p>第 5 条 (2) 営業時間の変更</p> <p>第 5 条 (3) サービス提供時間の変更</p> <p>第 5 条 (4) 延長サービス提供時間の削除</p>

	別紙 2 1. 基本事業利用料の変更
	別紙 2 2. 選択制サービス提供事業利用料の変更
	別紙 2 3. サービス提供体制加算の変更
	別紙 2 5. 食事提供に係る費用の変更
令和 6 年 4 月 1 日	第 13 条（業務継続計画の策定）の新設
	第 14 条（感染症の予防及びまん延防止の措置）の新設
	第 15 条（虐待の防止のための措置）の新設
	別紙 2. 1. 基本事業利用料の変更
	別紙 2. 2. 選択制サービス利用料の変更
	別紙 2. 4. 介護職員処遇改善加算の変更
	別紙 2. 5. 食事提供に係る費用の変更
令和 6 年 6 月 1 日	別紙 2. 4. 介護職員処遇改善加算の変更
令和 6 年 11 月 1 日	別紙 2. 5. 食事提供に係る費用の変更
令和 8 年 4 月 1 日	法人名称の変更（旧法人名称：社会福祉法人岡山福祉会、 新法人名称：社会福祉法人エンブレイス）
令和 8 年 6 月 1 日	第 5 条（2）営業時間の変更
	第 7 条（指定通所介護の内容）の変更
	第 16 条（事故発生時の対応）の新設
	第 17 条（苦情処理等）の新設
	第 18 条（カスタマーハラスメントへの対応）の新設
	第 19 条（秘密保持）の新設
	別紙 2. 4. 介護職員処遇改善加算の変更
	別紙 2. 5. 食事提供に係る費用の変更

別紙 1

「通常事業を実施する地域」

○新潟市東区の県道 4 号線より東側（阿賀野川方面）の区域

※それ以外の地域については、利用希望者との話し合いの上で決定する。

別紙 2

1. 基本事業利用料：介護保険法で定められた金額とする。

○通所介護利用料金一覧

令和8年6月1日現在、
当事業所の規模は通常規模事業所に該当

・通常規模事業所 基本利用料

利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 1	要介護 2	要介護 3
3時間以上4時間未満	370 単位	423 単位	479 単位
4時間以上5時間未満	388 単位	444 単位	502 単位
5時間以上6時間未満	570 単位	673 単位	777 単位
6時間以上7時間未満	584 単位	689 単位	796 単位
7時間以上8時間未満	658 単位	777 単位	900 単位
利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 4	要介護 5	
3時間以上4時間未満	533 単位	588 単位	
4時間以上5時間未満	560 単位	617 単位	
5時間以上6時間未満	880 単位	984 単位	
6時間以上7時間未満	901 単位	1,008 単位	
7時間以上8時間未満	1,023 単位	1,148 単位	

・大規模事業所(I) 基本利用料

利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 1	要介護 2	要介護 3
3時間以上4時間未満	358 単位	409 単位	462 単位
4時間以上5時間未満	376 単位	430 単位	486 単位
5時間以上6時間未満	544 単位	643 単位	743 単位
6時間以上7時間未満	564 単位	667 単位	770 単位
7時間以上8時間未満	629 単位	744 単位	861 単位
利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 4	要介護 5	
3時間以上4時間未満	513 単位	568 単位	
4時間以上5時間未満	541 単位	597 単位	
5時間以上6時間未満	840 単位	940 単位	
6時間以上7時間未満	871 単位	974 単位	
7時間以上8時間未満	980 単位	1,097 単位	

・大規模事業所(Ⅱ) 基本利用料

利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 1	要介護 2	要介護 3
3時間以上4時間未満	345 単位	395 単位	446 単位
4時間以上5時間未満	362 単位	414 単位	468 単位
5時間以上6時間未満	525 単位	620 単位	715 単位
6時間以上7時間未満	543 単位	641 単位	740 単位
7時間以上8時間未満	607 単位	716 単位	830 単位
利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		
	要介護 4	要介護 5	
3時間以上4時間未満	495 単位	549 単位	
4時間以上5時間未満	521 単位	575 単位	
5時間以上6時間未満	812 単位	907 単位	
6時間以上7時間未満	839 単位	939 単位	
7時間以上8時間未満	946 単位	1,059 単位	

○通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）利用料金一覧

利用時間/介護度	料 金 (1 単位=10.14 円)		備 考
	要支援 1 及び 事業対象者	要支援 2 及び 事業対象者	
1 回当たり	436 単位/日	447 単位/日	

2. 選択制サービス提供事業利用料：介護保険法で定められた金額とする。

○通所介護選択サービス利用料一覧

提供サービス	単 位	料金(1 単位=10.14 円)	備 考
個別機能訓練加算Ⅰロ	1 日当たり	76 単位	
個別機能訓練加算Ⅱ	1 月当たり	20 単位	
入浴介助加算Ⅰ	1 日当たり	40 単位	

3. サービス提供体制加算：介護保険法で定められた金額とする。

提供サービス	単 位	料金 (1 単位=10.14 円)	備 考
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	1日当たり	18 単位	要介護
	1月当たり	72 単位	要支援1
	1月当たり	144 単位	要支援2
中重度者ケア体制加算	1日当たり	45 単位	要介護
科学的介護推進体制加算	1月当たり	40 単位	

4. 介護職員処遇改善加算：介護保険法で定められた金額とする。

費 用	単 位	利用者負担金額	備 考
介護職員処遇等改善加算Ⅰ	1月当たり	所定単位数×0.12	所定単位数：1,2,3の利 用単位数の合計

5. 食事提供に係る費用

費用	内容	ご負担金額
食事提供代	昼（おやつ代含む）の食事を提供したとき	790円（令和8年7月1日より） 690円（令和8年6月30日まで）